

令和 7 年 度
那須塩原市
私債権等債権放棄報告書

那須塩原市水道事業会計

目 次

《私債権》

1 水道料金		1
--------	-------	---

《非強制徴収公債権》

2 手数料		9
-------	-------	---

水道料金

【債権区分】 私債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
1	2,740	令和8年3月31日	平成24年10月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成26年11月	債務者1 那須塩原市外在住者
2	2,404	令和8年3月31日	平成24年12月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年1月	
3	2,152	令和8年3月31日	平成25年2月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年3月	
4	2,559	令和8年3月31日	平成27年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年12月	債務者2 那須塩原市外在住者
5	9,154	令和8年3月31日	平成28年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成30年2月	
6	10,946	令和8年3月31日	平成28年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成30年4月	
7	3,045	令和8年3月31日	平成25年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年12月	債務者3 那須塩原市外在住者
8	2,625	令和8年3月31日	平成26年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年2月	
9	2,624	令和8年3月31日	平成26年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年4月	
10	2,783	令和8年3月31日	令和3年5月調定	徴収停止(条例第11条第1項第2号、 条例第14条第1項第6号) 令和5年3月	債務者4 那須塩原市民
11	2,167	令和8年3月31日	令和3年6月調定	徴収停止(条例第11条第1項第2号、 条例第14条第1項第6号) 令和5年3月	
12	6,464	令和8年3月31日	平成28年2月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成30年3月	債務者5 那須塩原市外在住者
13	3,510	令和8年3月31日	平成28年4月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成30年5月	
14	2,559	令和8年3月31日	平成28年6月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成30年7月	
15	3,496	令和8年3月31日	平成22年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成24年2月	債務者6 那須塩原市外法人
16	3,496	令和8年3月31日	平成22年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成24年4月	
17	2,622	令和8年3月31日	平成22年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成24年6月	
18	5,568	令和8年3月31日	平成28年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成30年12月	債務者7 那須塩原市外在住者
19	3,423	令和8年3月31日	平成29年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成31年2月	
20	1,954	令和8年3月31日	平成29年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成31年4月	

水道料金

【債権区分】 私債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
21	4,672	令和8年3月31日	平成26年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年8月	債務者8 那須塩原市外在住者
22	3,078	令和8年3月31日	平成26年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年10月	
23	1,868	令和8年3月31日	平成26年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年12月	
24	2,818	令和8年3月31日	平成27年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年2月	債務者9 那須塩原市外法人
25	2,473	令和8年3月31日	平成27年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年4月	
26	1,868	令和8年3月31日	平成27年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年6月	
27	9,154	令和8年3月31日	平成27年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年2月	
28	8,974	令和8年3月31日	平成27年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年4月	
29	4,492	令和8年3月31日	平成27年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年6月	債務者10 那須塩原市外在住者
30	9,073	令和8年3月31日	平成24年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成26年12月	
31	3,160	令和8年3月31日	平成25年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年2月	
32	1,900	令和8年3月31日	平成25年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年4月	債務者11 那須塩原市外法人
33	3,496	令和8年3月31日	平成21年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年4月	
34	3,496	令和8年3月31日	平成21年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年6月	
35	2,622	令和8年3月31日	平成21年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年8月	債務者12 那須塩原市外在住者
36	13,082	令和8年3月31日	平成25年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年10月	
37	8,202	令和8年3月31日	平成25年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年12月	
38	1,984	令和8年3月31日	平成26年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年2月	債務者13 那須塩原市外在住者
39	4,937	令和8年3月31日	平成27年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年6月	
40	3,304	令和8年3月31日	平成27年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年8月	

水道料金

【債権区分】 私債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
41	2,700	令和8年3月31日	平成27年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年10月	（債務者13） 那須塩原市外在住者
42	7,330	令和8年3月31日	平成23年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年6月	債務者14 那須塩原市外在住者
43	5,587	令和8年3月31日	平成23年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年8月	
44	2,694	令和8年3月31日	平成23年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年10月	
45	3,078	令和8年3月31日	平成27年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年2月	債務者15 那須塩原市外法人
46	3,510	令和8年3月31日	平成27年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年4月	
47	3,423	令和8年3月31日	平成27年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年6月	
48	2,300	令和8年3月31日	平成27年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年8月	
49	2,646	令和8年3月31日	平成27年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年10月	
50	3,337	令和8年3月31日	平成27年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年2月	
51	4,313	令和8年3月31日	平成27年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年4月	
52	2,991	令和8年3月31日	平成27年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年6月	
53	2,991	令和8年3月31日	平成27年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年8月	
54	12,739	令和8年3月31日	平成27年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年2月	
55	8,257	令和8年3月31日	平成27年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年4月	債務者16 那須塩原市外在住者
56	6,644	令和8年3月31日	平成27年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年6月	
57	2,905	令和8年3月31日	平成27年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年8月	
58	1,748	令和8年3月31日	平成13年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成15年10月	
59	4,371	令和8年3月31日	平成13年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成15年12月	
60	5,071	令和8年3月31日	平成14年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成16年2月	

水道料金

【債権区分】 私債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調査書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
61	5,071	令和8年3月31日	平成14年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成16年4月	(債務者16) 那須塩原市外在住者
62	4,371	令和8年3月31日	平成14年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成16年6月	
63	4,896	令和8年3月31日	平成14年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成16年8月	
64	3,496	令和8年3月31日	平成14年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成16年10月	
65	2,991	令和8年3月31日	平成27年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年6月	債務者17 那須塩原市外法人
66	1,954	令和8年3月31日	平成27年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年8月	
67	1,868	令和8年3月31日	平成27年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年10月	
68	3,423	令和8年3月31日	平成27年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年2月	
69	3,337	令和8年3月31日	平成27年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年4月	
70	1,868	令和8年3月31日	平成27年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年6月	債務者18 那須塩原市外在住者
71	2,622	令和8年3月31日	平成22年2月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成24年3月	
72	2,959	令和8年3月31日	令和2年2月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和4年3月	債務者19 那須塩原市外在住者
73	3,487	令和8年3月31日	令和2年4月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和7年5月	
74	2,959	令和8年3月31日	令和2年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和7年6月	
75	12,412	令和8年3月31日	平成25年10月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年11月	債務者20 那須塩原市外在住者
76	9,972	令和8年3月31日	平成25年12月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年1月	
77	6,583	令和8年3月31日	平成26年2月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年3月	
78	5,936	令和8年3月31日	平成23年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年12月	債務者21 那須塩原市外在住者
79	4,541	令和8年3月31日	平成24年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成26年2月	
80	2,908	令和8年3月31日	平成24年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成26年4月	

水道料金

【債権区分】 私債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
81	1,898	令和8年3月31日	平成24年4月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成26年5月	（債務者21） 那須塩原市外在住者
82	9,141	令和8年3月31日	令和4年5月調定	徴収停止（条例第11条第1項第2号、 条例第14条第1項第6号） 令和5年3月	債務者22 那須塩原市民
83	4,393	令和8年3月31日	令和4年7月調定	徴収停止（条例第11条第1項第2号、 条例第14条第1項第6号） 令和5年3月	
84	1,903	令和8年3月31日	令和4年9月調定	徴収停止（条例第11条第1項第2号、 条例第14条第1項第6号） 令和5年3月	
85	22,836	令和8年3月31日	令和2年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和4年4月	債務者23 那須塩原市外法人
86	2,386	令和8年3月31日	令和1年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和3年12月	債務者24 那須塩原市外在住者
87	3,223	令和8年3月31日	令和2年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和4年2月	
88	2,431	令和8年3月31日	令和2年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和4年4月	
89	2,783	令和8年3月31日	令和2年2月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和4年3月	債務者25 那須塩原市民
90	3,047	令和8年3月31日	令和2年4月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和7年5月	
91	1,991	令和8年3月31日	令和2年6月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和7年7月	
92	2,871	令和8年3月31日	令和3年5月調定	徴収停止（条例第11条第1項第2号、 条例第14条第1項第6号） 令和5年3月	債務者26 那須塩原市外在住者
93	2,871	令和8年3月31日	令和3年7月調定	徴収停止（条例第11条第1項第2号、 条例第14条第1項第6号） 令和5年3月	
94	2,255	令和8年3月31日	令和3年9月調定	徴収停止（条例第11条第1項第2号、 条例第14条第1項第6号） 令和5年3月	
95	3,496	令和8年3月31日	平成23年8月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年9月	債務者27 那須塩原市外在住者
96	3,496	令和8年3月31日	平成23年10月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年11月	
97	2,572	令和8年3月31日	平成23年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年12月	
98	3,496	令和8年3月31日	平成25年2月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年3月	債務者28 那須塩原市外在住者
99	2,908	令和8年3月31日	平成25年4月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年5月	
100	2,320	令和8年3月31日	平成25年6月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年7月	

水道料金

【債権区分】 私債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
101	3,164	令和8年3月31日	平成28年8月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成30年9月	債務者29 那須塩原市外在住者
102	2,300	令和8年3月31日	平成28年10月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成30年11月	
103	3,487	令和8年3月31日	令和2年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和7年10月	債務者30 那須塩原市外在住者
104	3,223	令和8年3月31日	令和2年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和7年12月	
105	7,182	令和8年3月31日	令和1年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和3年4月	債務者31 那須塩原市外在住者
106	7,182	令和8年3月31日	令和1年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和3年6月	
107	2,473	令和8年3月31日	令和1年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和3年8月	
108	1,969	令和8年3月31日	平成26年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年2月	債務者32 那須塩原市外在住者
109	2,068	令和8年3月31日	平成26年3月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年4月	
110	1,984	令和8年3月31日	平成26年5月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年6月	債務者33 那須塩原市民
111	3,078	令和8年3月31日	令和1年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和3年8月	
112	3,164	令和8年3月31日	令和1年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和3年10月	
113	2,300	令和8年3月31日	令和1年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和3年12月	債務者34 那須塩原市民
114	2,607	令和8年3月31日	令和3年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和5年2月	
115	2,572	令和8年3月31日	平成25年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年8月	債務者35 那須塩原市外在住者
116	2,656	令和8年3月31日	平成25年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年10月	
117	2,152	令和8年3月31日	平成25年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年12月	債務者36 那須塩原市外在住者
118	8,376	令和8年3月31日	平成25年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年10月	
119	4,890	令和8年3月31日	平成25年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成27年12月	
120	1,354	令和8年3月31日	平成25年12月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年1月	

水道料金

【債権区分】 私債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
121	4,174	令和8年3月31日	平成26年9月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年10月	債務者37 那須塩原市外在住者
122	3,709	令和8年3月31日	平成26年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年12月	
123	2,386	令和8年3月31日	平成27年1月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成29年2月	
124	5,761	令和8年3月31日	平成23年4月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年5月	債務者38 那須塩原市外在住者
125	1,816	令和8年3月31日	平成23年6月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年7月	
126	1,816	令和8年3月31日	平成23年8月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年9月	
127	2,431	令和8年3月31日	令和6年2月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	債務者39 那須塩原市民
128	2,079	令和8年3月31日	令和2年12月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和8年1月	債務者40 那須塩原市外在住者
129	1,903	令和8年3月31日	令和3年2月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 令和8年3月	
130	1,903	令和8年3月31日	令和6年2月調定	免責決定（条例第14条第1項第3号） 令和7年4月	債務者41 那須塩原市内法人
131	1,903	令和8年3月31日	令和6年4月調定	免責決定（条例第14条第1項第3号） 令和7年4月	
132	1,903	令和8年3月31日	令和6年6月調定	免責決定（条例第14条第1項第3号） 令和7年4月	
133	3,806	令和8年3月31日	令和6年4月調定	免責決定（条例第14条第1項第3号） 令和7年6月	債務者42 那須塩原市外法人
134	2,871	令和8年3月31日	令和6年5月調定	免責決定（条例第14条第1項第3号） 令和7年6月	
135	2,559	令和8年3月31日	平成26年8月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年9月	債務者43 那須塩原市外法人
136	1,954	令和8年3月31日	平成26年8月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成28年9月	
137	1,984	令和8年3月31日	平成23年7月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年8月	債務者44 那須塩原市内法人
138	1,816	令和8年3月31日	平成23年11月調定	時効（条例第14条第1項第1号） 平成25年12月	
139	3,399	令和8年3月31日	令和5年5月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	債務者45 那須塩原市民
140	2,167	令和8年3月31日	令和5年7月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	

水道料金

【債権区分】 私債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
141	2,343	令和8年3月31日	令和5年4月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	債務者46 那須塩原市民
142	2,431	令和8年3月31日	令和5年6月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	
143	3,487	令和8年3月31日	令和5年4月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	債務者47 那須塩原市外在住者
144	4,210	令和8年3月31日	令和5年6月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	
145	2,607	令和8年3月31日	令和5年7月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	
146	4,028	令和8年3月31日	令和5年4月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	債務者48 那須塩原市外在住者
147	1,903	令和8年3月31日	令和5年5月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	
148	4,576	令和8年3月31日	令和5年10月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	債務者49 那須塩原市外在住者
149	11,149	令和8年3月31日	令和5年12月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	
150	8,045	令和8年3月31日	令和6年2月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	債務者50 那須塩原市民
151	2,750	令和8年3月31日	令和5年4月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	
152	2,750	令和8年3月31日	令和5年6月調定	生活困窮（条例第14条第1項第4号） 令和8年3月	
合計	600,350				

手数料

【債権区分】 非強制徴収公債権

【担当課】 管理課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
1	1,000	令和8年3月31日	令和6年4月調定	免責決定（条例第14条第1項第3号） 令和7年6月20日	債務者1 那須塩原市外法人
2	1,000	令和8年3月31日	令和6年6月調定	免責決定（条例第14条第1項第3号） 令和7年4月14日	債務者2 那須塩原市内法人
合計	2,000				